

第3期古殿町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
古殿町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く本町の状況	3
1 古殿町の概況	3
(1) 総人口と子どもの状況	3
(2) 人口動態	4
(3) 世帯状況	4
(4) 就労の状況	5
2 「第2期古殿町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	6
(1) 幼児期の教育・保育事業について	6
(2) 本町での教育・保育の状況	7
(3) 地域子ども・子育て支援事業	8
3 ニーズ調査結果の概要	12
(1) 調査の目的	12
(2) 調査概要と配布・回収状況	12
(3) 調査結果の概要	13
4 子ども・子育ての課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 子ども・子育て支援の方向性	24
2 計画の基本理念	24
3 計画の基本目標	25
4 施策の体系	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり	27
(1) 妊娠前からの切れ目のない支援	27
(2) 子どもの健やかな成長・発達への支援	30
基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	34
(1) 幼児期の教育・保育の充実	34
(2) 学校教育の充実	35
(3) 放課後児童対策の充実	36
(4) 地域で子育てしやすい環境づくり	37
基本目標3 子育てを地域全体で支えるまちづくり	38
(1) 児童虐待の防止	38
(2) ひとり親家庭支援の充実	39

(3) 子育て世帯への支援の充実	40
(4) 子どもの安全確保	41
第5章 事業の量の見込みと確保方策	42
1 教育・保育提供区域と教育・保育認定	42
(1) 教育・保育提供区域	42
(2) 教育・保育給付認定	42
(3) 就学前児童と小学生の人口推計	43
2 幼児期の教育・保育事業	44
(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策	44
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	46
(1) 利用者支援事業	46
(2) 地域子育て支援拠点事業	46
(3) 妊婦健康診査事業	47
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	47
(5) 養育支援訪問事業	48
(6) 子育て短期支援事業	48
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	49
(8) 一時預かり事業	49
(9) 延長保育事業	50
(10) 病児保育事業	51
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	52
(12) 子育て世帯訪問支援事業	53
(13) 児童育成支援拠点事業	53
(14) 親子関係形成支援事業	54
(15) 産後ケア事業	54
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	55
(17) 妊婦等包括相談支援事業	55
(18) 実費徴収に係る補足給付事業	56
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	56
(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	56
第6章 母子保健計画における目標値	57
第7章 計画の推進体制	59
1 計画の推進と進行管理	59
2 PDCA サイクルによる計画の点検と評価など	59
第8章 資料編	60

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

現在、我が国では人口減少と少子高齢化が進んでいます。また、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化、共働き家庭の増加といった子育て世代を取り巻く環境の変化によって、以前よりも子育て世代の子育てへの負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このような背景から、国においては、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づいて、平成27年4月から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」、「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、令和3年には「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。

古殿町（以下「本町」という）でも、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが保護者や地域住民の愛情に包まれて健やかに成長していくことを目指して、平成27年3月に「（第1期）古殿町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期古殿町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備を推進してきました。

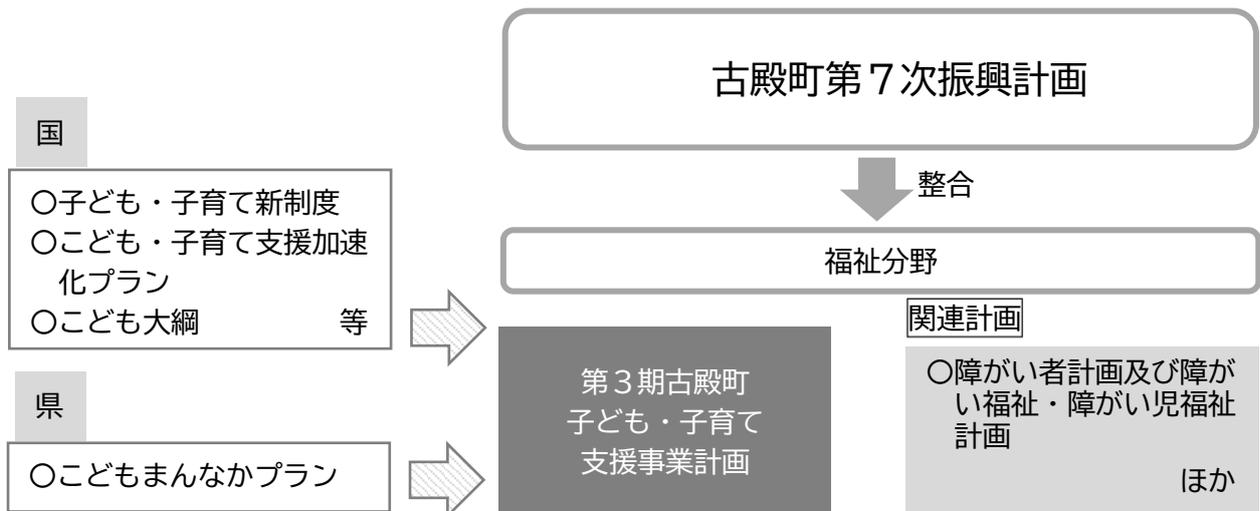
今回、第2期計画が令和6年度をもって終了することから、本町の子ども・子育てを取り巻く現状や計画の進捗状況、これまでの成果、これからの課題、近年の社会動向を確認し、すべての子どもの健やかな成長を社会全体で支援できる環境整備をより一層推進することを目的として、「第3期古殿町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に規定する「市町村行動計画」として策定します。また、策定にあたっては、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即した内容の計画とします。

また、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るために、「母子保健計画」についても一体的に策定します。

■他計画との関連性



3 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子ども（0歳以上18歳未満）、子育て家庭、これから出産や子育てを迎える家庭を対象としています。また、子育て支援を町と連携・協力して行う関係機関、教育・保育施設、地域住民、事業所等も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期古殿町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期古殿町子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く本町の状況

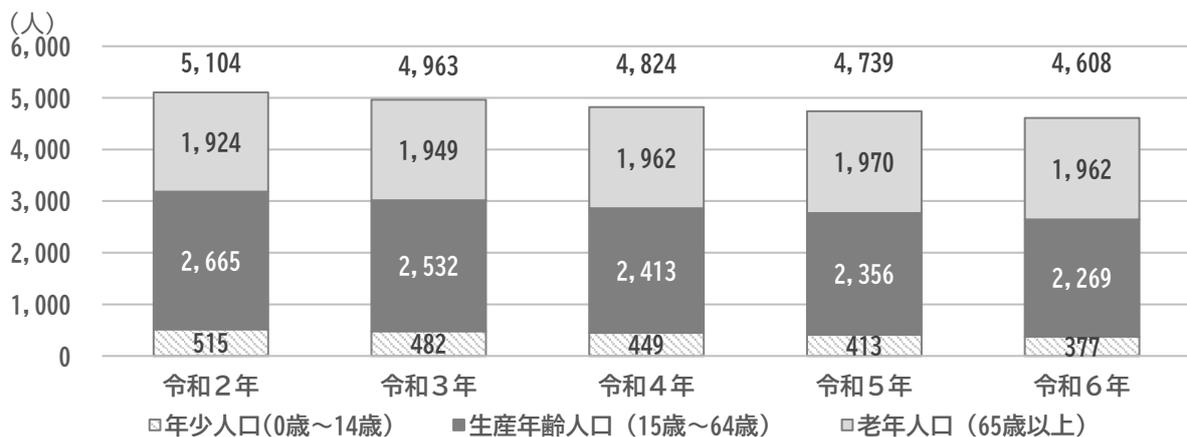
1 古殿町の概況

(1) 総人口と子どもの状況

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、令和6年には4,608人となっています。

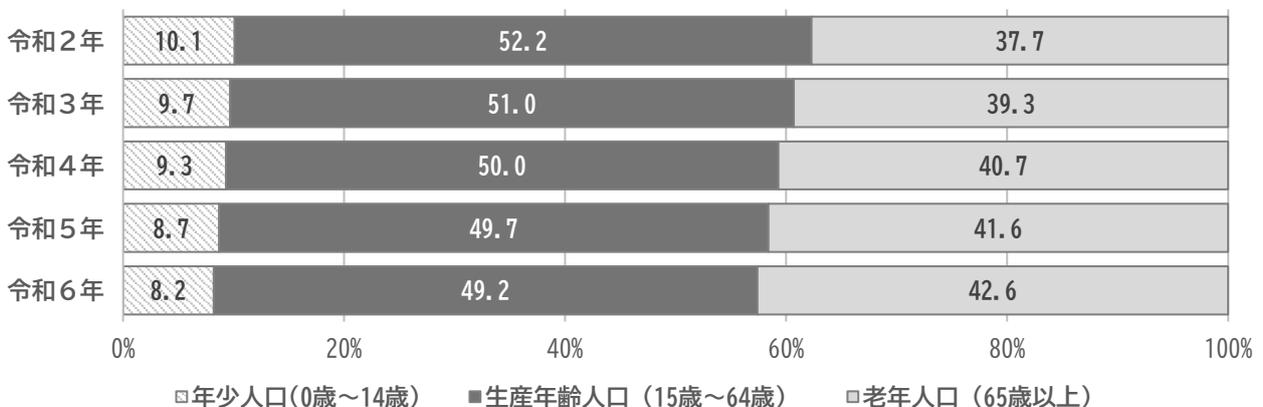
年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0歳～14歳）の比率が令和2年から令和6年にかけて1.9%減少している一方で、老年人口（65歳以上）は4.9%増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口動態

本町の自然増減（出生数・死亡数）は、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然減の状態が続いています。令和5年では、死亡数が出生数を98人上回っています。

社会増減（転入数・転出数）においても転出数が転入数を上回る社会減の状態となっており、令和5年では転出数が転入数を32人上回っています。

■自然増減・社会増減の推移

単位：人

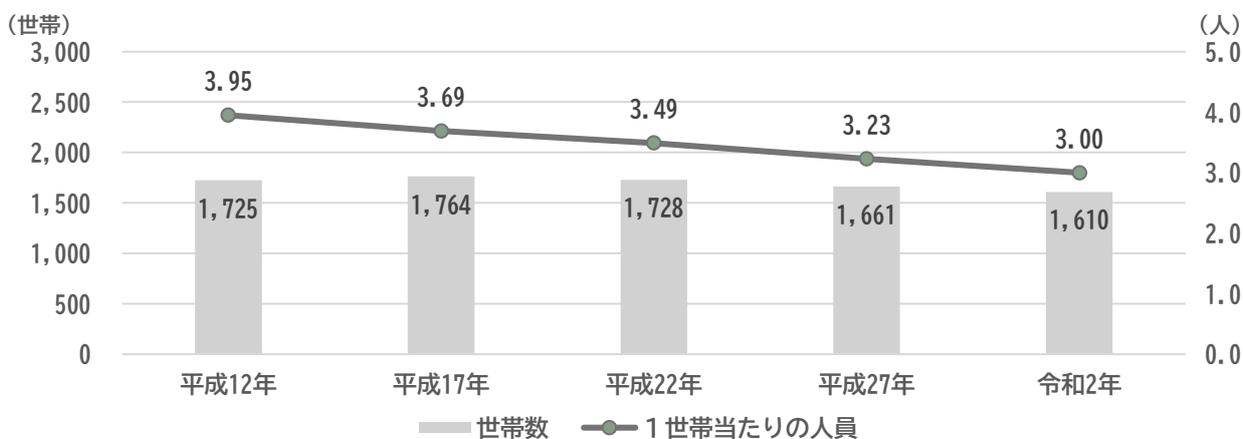
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生	19	24	20	12	10
死亡	107	91	89	93	108
転入	98	54	59	135	72
転出	159	137	128	138	104
自然増減	▲ 88	▲ 67	▲ 69	▲ 81	▲ 98
社会増減	▲ 61	▲ 83	▲ 69	▲ 3	▲ 32

出典：人口動態統計

(3) 世帯状況

総世帯数は、平成17年から令和2年にかけて154世帯減少しています。また、1世帯あたりの人員も3.69人から3.00人へと減少しています。

■総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



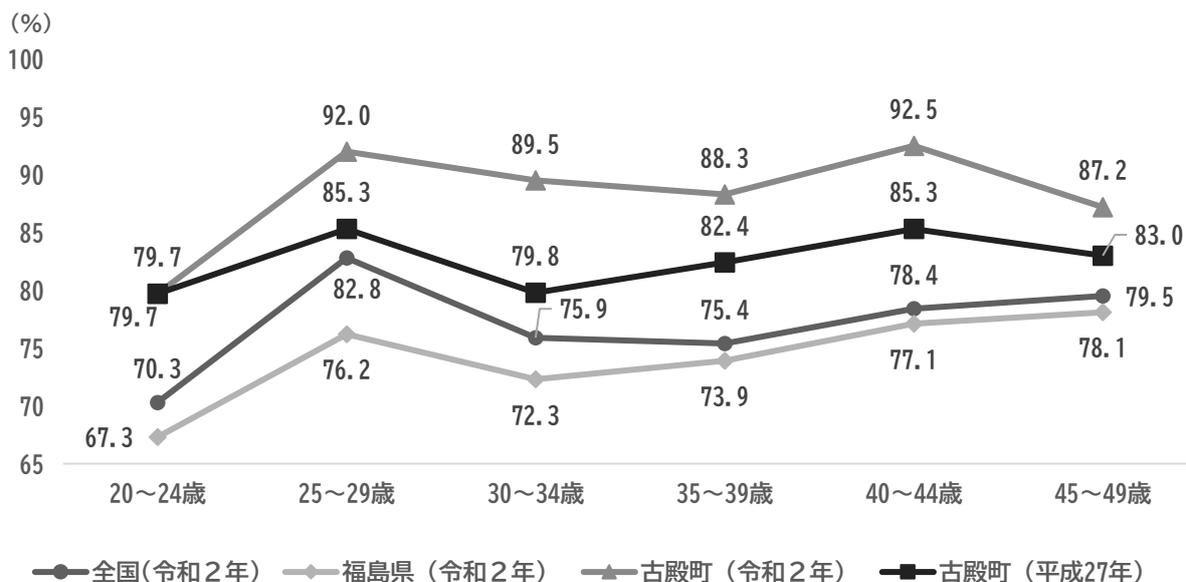
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 就労の状況

本町の女性の就業率は、令和2年において、各年齢層で全国や福島県よりも高い水準となっています。「30歳～34歳」で89.5%、「35歳～39歳」で88.3%と出産や子育てによると思われる離職は一定程度あるものの、全体的に就業率は高い傾向にあります。

また、地位別従業者数をみると、「正規の職員・従業員」の割合が43.3%で最も高く、次いで「役員・業主等」が28.1%、「パート・アルバイト等」が26.3%となっています。

■年齢別女性の就業率



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

■地位別従業者数

単位：人

	総数	雇用者	雇用者の内訳			役員・業主等
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	
古殿町(平成27年)	1,166	838	505	26	307	328
	100.0%	71.9%	43.3%	2.2%	26.3%	28.1%
古殿町(令和2年)	1,097	794	511	21	262	303
	100.0%	72.4%	46.6%	1.9%	23.9%	27.6%
福島県(令和2年)	383,701	316,474	169,342	10,616	136,516	67,227
	100.0%	82.5%	44.1%	2.8%	35.6%	17.5%
全国(令和2年)	26,141,918	22,361,040	10,731,753	888,817	10,745,470	3,780,878
	100.0%	85.5%	41.1%	3.4%	41.1%	14.5%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

2 「第2期古殿町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 幼児期の教育・保育事業について

① 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、計画期間での教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「事業の量の見込み」や「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める際の単位となる市町村内の区割りを指します。

これまで、本町においては町全体を1区域として設定し、各種の事業を推進してきました。

② 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用するにあたっては、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

■ 教育・保育給付認定の区分

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	保育の必要性なし（幼児教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園
3号認定	0歳、1歳、2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 本町での教育・保育の状況

本町においては、少子高齢化と人口の減少が進んでいるため、町の人口に占める子どもの割合が減少しつつあります。しかし、共働き家庭の増加や核家族化の進展により、教育・保育事業のニーズは高いものと想定して、ニーズに対応した教育・保育事業の充実に努めました。

■教育・保育（3歳以上の子ども）の目標と実績（1号認定、2号認定）

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	教育のみ(1号)	認定こども園	10	11	10	4	5
	教育のみ(2号)	認定こども園	0	0	0	0	0
	保育の必要性あり(2号)	認定こども園	54	49	48	57	54
見込み量	1号	必要定員総数	40	40	40	40	40
		実績との差	30	29	30	36	35
	2号	必要定員総数	140	140	140	140	140
		実績との差	86	91	92	83	86

出典：健康福祉課資料（各年度4月1日現在）

■教育・保育（3歳未満の子ども）の目標と実績（3号認定）

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	保育の必要性あり(0歳)	認定こども園	7	6	2	4	2
	保育の必要性あり(1～2歳)	認定こども園	30	33	30	29	23
見込み量	保育の必要性あり(0歳)	必要定員総数	8	8	8	8	8
		実績との差	1	2	6	4	6
	保育の必要性あり(1～2歳)	必要定員総数	52	52	52	52	52
		実績との差	22	19	22	23	29

出典：健康福祉課資料（各年度4月1日現在）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。本町においては、健康管理センター内に子育て世代包括支援センターを設け、保健師による子育て支援の情報提供や相談・助言を行い、また、子育てに困難を抱える家庭の早期発見と支援に努めました。

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1
見込み量	1	1	1	1	1
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

②地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業です。本町においては、第2期計画において事業の実施を見込んでおらず、実績もありませんでした。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0
見込み量	0	0	0	0	0
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

③妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、すべての妊婦を対象に最大15回分の費用助成を行い、医療機関と連携して妊婦健康診査を実施しました。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	18	16	11	12	9
見込み量	15	15	15	15	15
実績との差	▲3	▲1	4	3	6

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

④乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援についての情報提供や養育環境の把握を行う事業です。本町では、保健師が乳児のいる家庭の全戸訪問を行いました。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	15	20	12	12	9
見込み量	19	18	17	15	15
実績との差	4	▲2	5	3	6

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。本町では、本事業の対象者がいなかったため、実績はありませんでした。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0
見込み量	0	0	0	0	0
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。本町においては、第2期計画では事業の実施を見込んでおらず、実績もありませんでした。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0
見込み量	0	0	0	0	0
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者が会員となり、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。本町では、社会福祉協議会に委託し、実施しています。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	102	40	40	71	100
見込み量	90	90	90	90	90
実績との差	▲12	50	50	19	▲10

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑧一時預かり事業

○（幼稚園型） 認定こども園に在籍している園児を主な対象として1号認定（3～5歳）のお子さんを、教育時間の前後、又は長期休業日等に預かり、必要な保護を行う事業です。本町では、ふるどのこども園で実施しており、定期的な利用がありました。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	25	5	37	94	174
見込み量	50	50	50	50	50
実績との差	25	45	13	▲44	▲124

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

○（一般型） 本町に帰省している家庭において出産や介護などで養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本町では、令和6年4月より整備していますが、実績はありませんでした。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績					0
見込み量					6
実績との差					6

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもを、通常の利用日及び利用時間外の日や時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。第2期計画では実施を見込んでおらず、実績もありませんでした。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0
見込み量	0	0	0	0	0
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本事業は、第2期計画では実施を見込んでおらず、実績もありませんでした。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	0
見込み量	0	0	0	0	0
実績との差	0	0	0	0	0

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が仕事などで、日中に家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校敷地内の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■低学年

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（低学年）	43	45	42	35	40
見込み量（低学年）	60	60	60	60	60
実績との差	17	15	18	25	20

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

■高学年

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（高学年）	37	29	24	33	35
見込み量（高学年）	40	32	25	21	18
実績との差	3	3	1	▲12	▲17

出典：健康福祉課資料（各年度末現在、令和6年度のみ1月31日現在）

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第3期古殿町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町内在住の子育て家庭の皆さんのニーズを把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査概要と配布・回収状況

①調査期間

○令和6年2月20日から令和6年3月6日まで

②調査方法

○原則として、郵送配布・郵送回収（ふるどのこども園の児童については、こども園で配布・回収）。

③調査対象

○町内在住の就学前児童の保護者 92人及び町内在住の小学生の保護者 129人

○配布・回収結果（就学前児童の保護者）

配布数	有効回収数	有効回収率
92	83	90.2%

○配布・回収結果（小学生の保護者）

配布数	有効回収数	有効回収率
129	91	70.5%

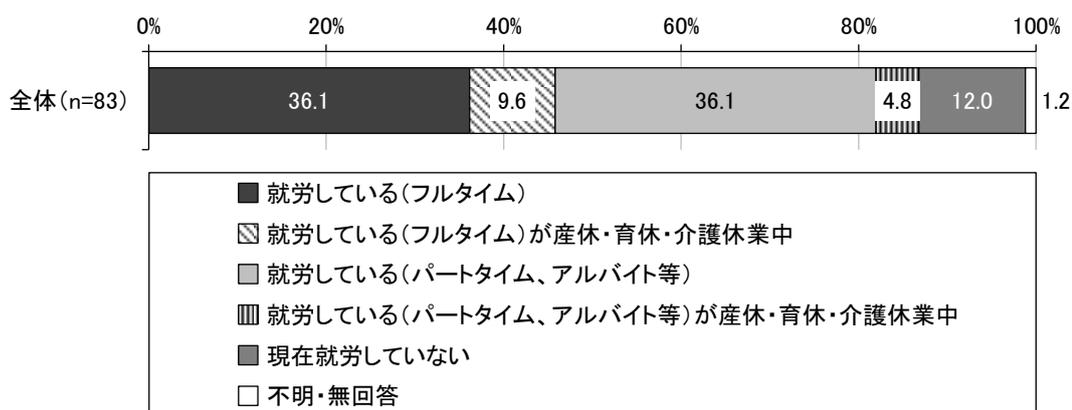
(3) 調査結果の概要

①就労状況【就学前・小学生】

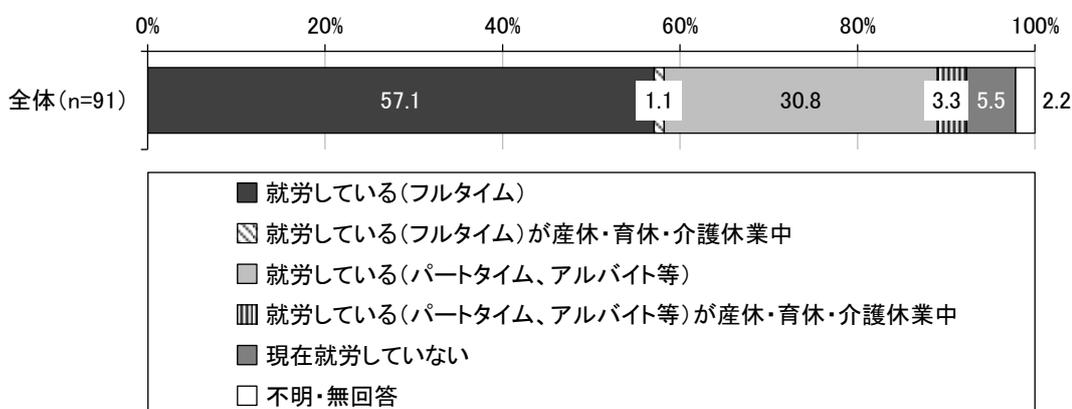
就学前の調査では、「就労している（フルタイム）」と「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が36.1%と最も高く、次いで「現在就労していない」が12.0%、「就労している（フルタイム）が産休・育休・介護休業中」が9.6%となっています。

同様に、小学生の調査でも「就労している（フルタイム）」が57.1%と最も高く、次いで「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が30.8%、「現在就労していない」が5.5%となっています。

■母親の就労状況（就学前）



■母親の就労状況（小学生）

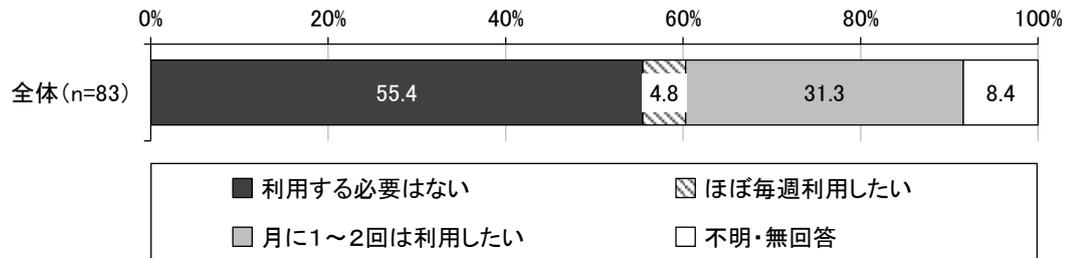


②土曜日や日曜日・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向【就学前】

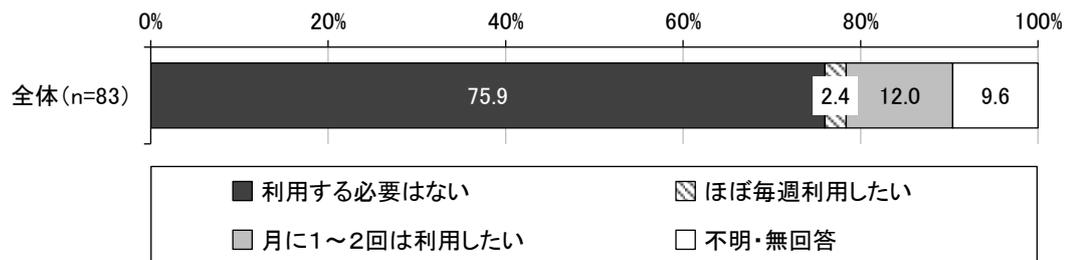
土曜日については「利用する必要はない」が55.4%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が31.3%、「ほぼ毎週利用したい」が4.8%となっています。

日曜日・祝日については「利用する必要はない」が75.9%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が12.0%、「ほぼ毎週利用したい」が2.4%となっています。

■土曜日の利用意向

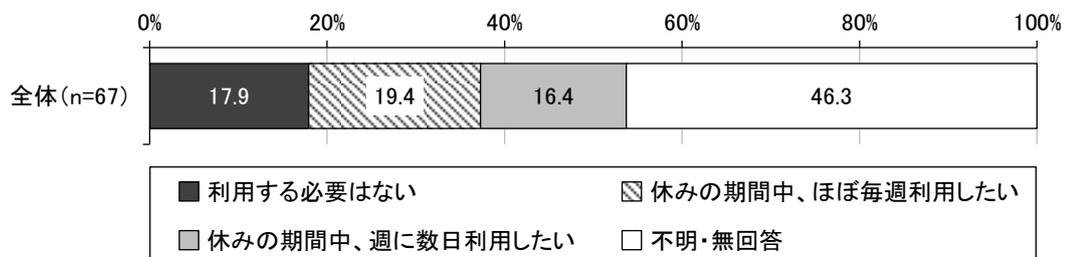


■日曜日・祝日の利用意向



③夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用意向【就学前】

長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」が19.4%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が17.9%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が16.4%となっています。

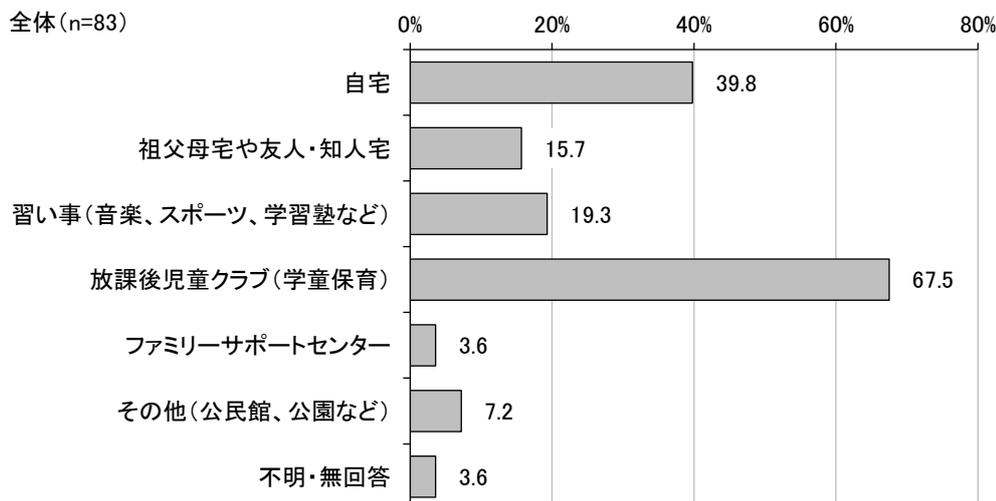


④小学校低学年時・高学年時の放課後の過ごし方の希望【就学前】

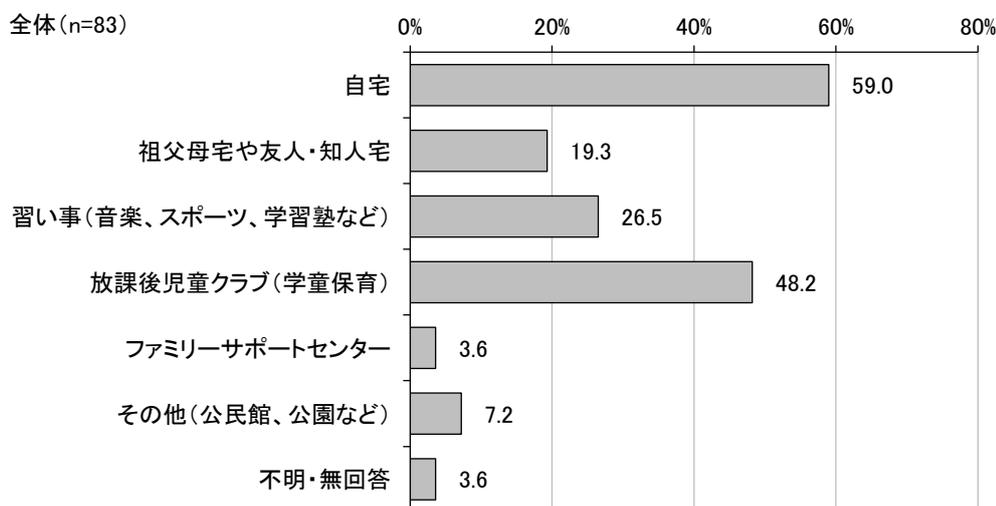
小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が67.5%と最も高く、次いで「自宅」が39.8%、「習い事(音楽、スポーツ、学習塾など)」が19.3%となっています。

小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が59.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が48.2%、「習い事(音楽、スポーツ、学習塾など)」が26.5%となっています。

■放課後の過ごし方の希望(小学校低学年)

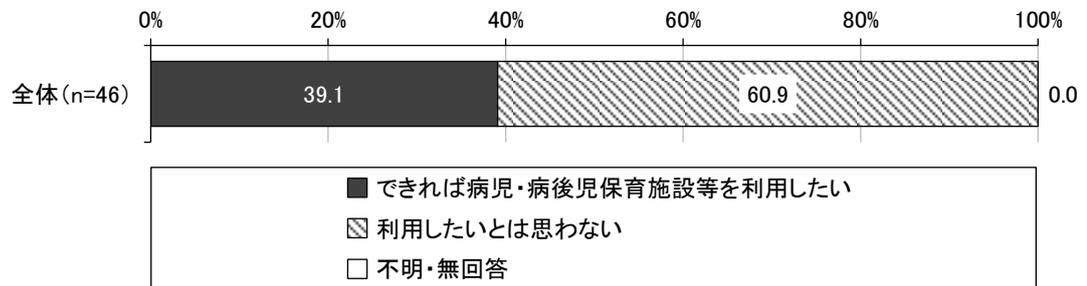


■放課後の過ごし方の希望(小学校高学年)



⑤病児・病後児保育施設等の利用意向【就学前】

病児・病後児保育施設等の利用意向については、「利用したいとは思わない」が60.9%と、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の39.1%を上回っています。

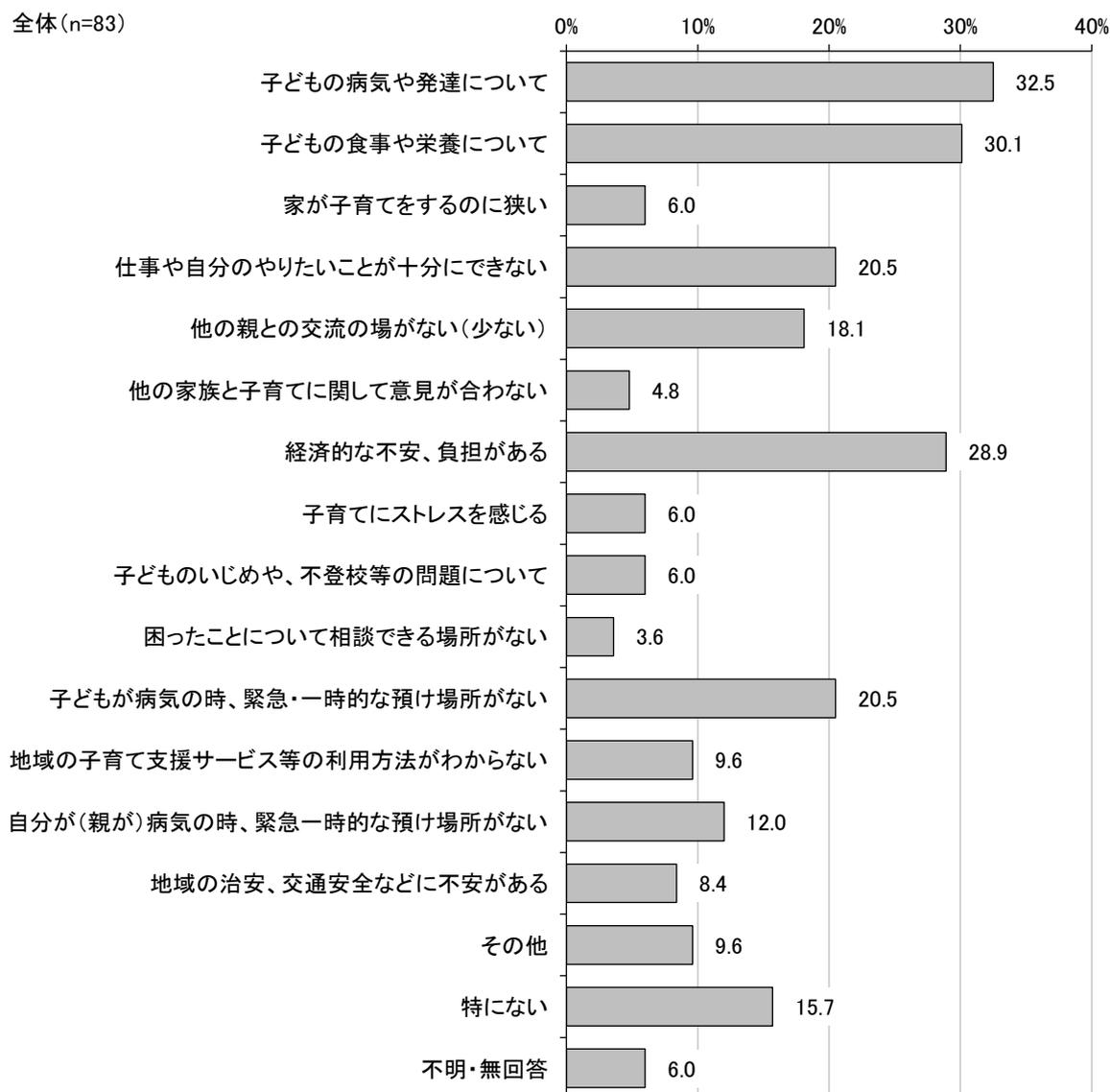


⑥子育てに関して不安や負担を感じる事【就学前・小学生】

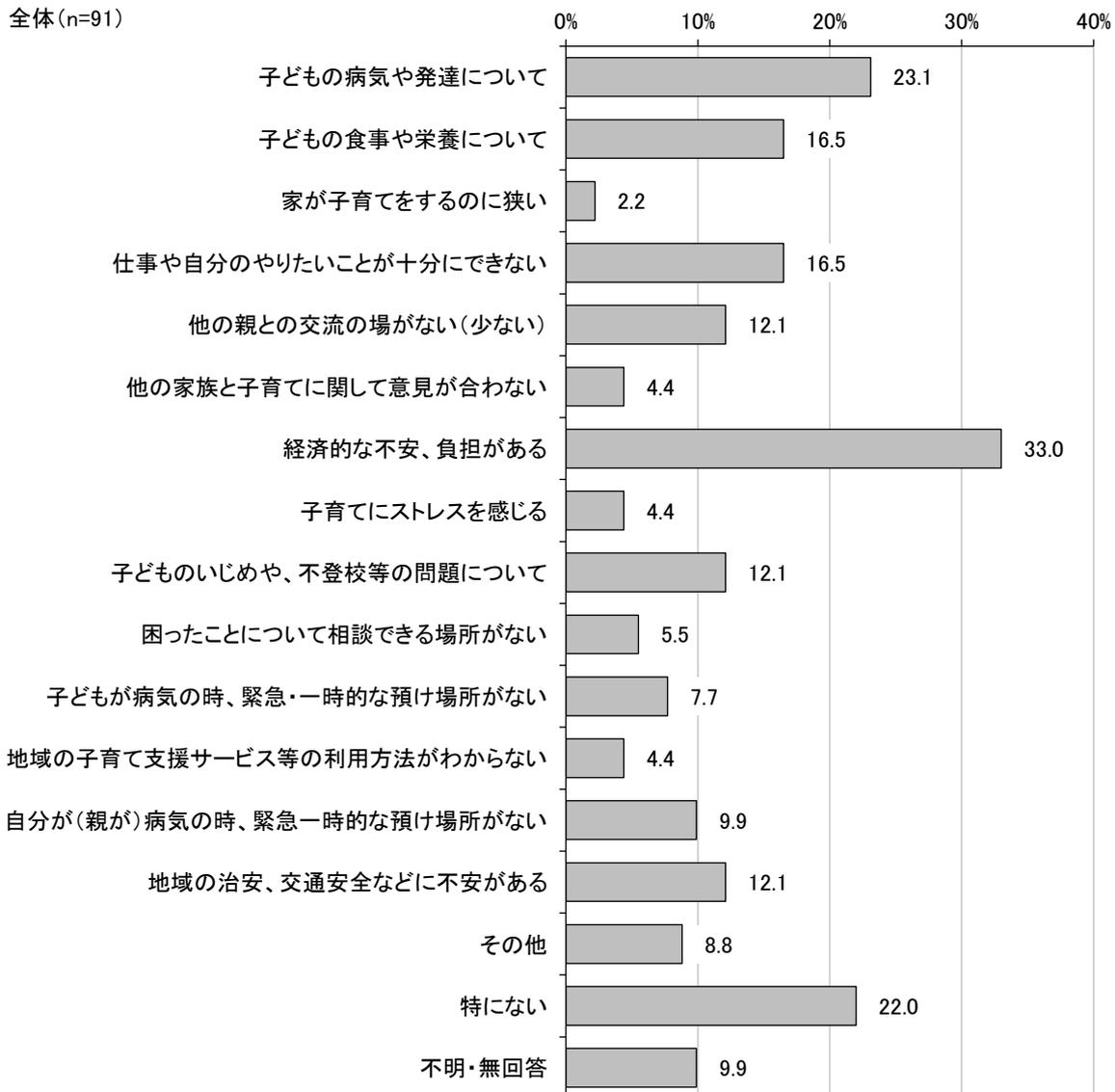
就学前の調査では、「子どもの病気や発達について」が 32.5%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養について」が 30.1%、「経済的な不安、負担がある」が 28.9%となっています。

小学生の調査では、「経済的な不安、負担がある」が 33.0%と最も高く、次いで「子どもの病気や発達について」が 23.1%、「特にない」が 22.0%となっています。

■子育てに関する不安や負担（就学前）

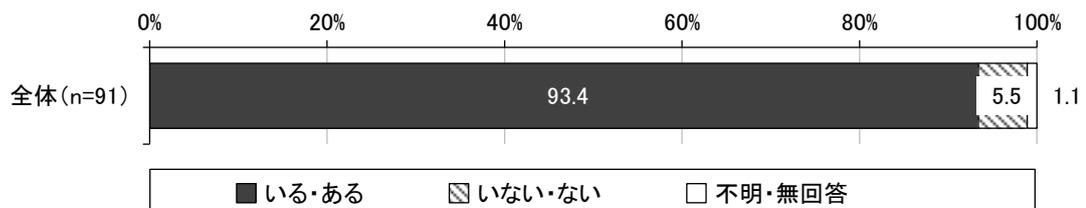


■子育てに関する不安や負担（小学生）



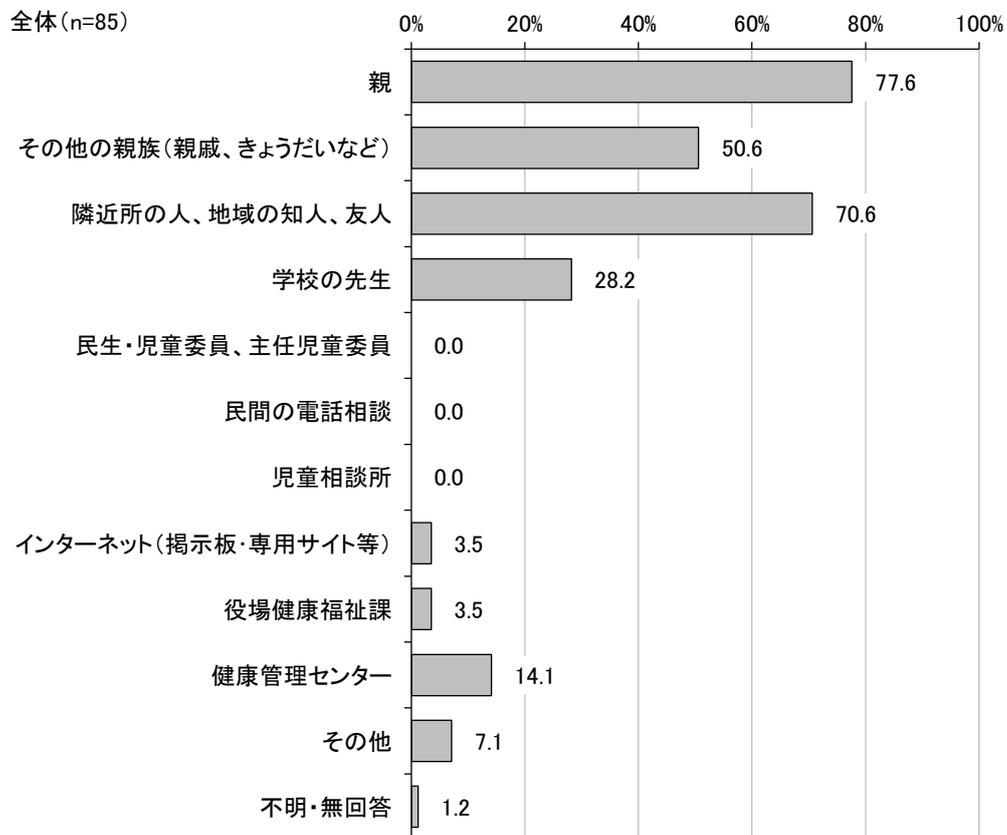
⑦子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人【小学生】

子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人がいるかについては、「いる・ある」が93.4%と、「いない・ない」の5.5%を上回っています。



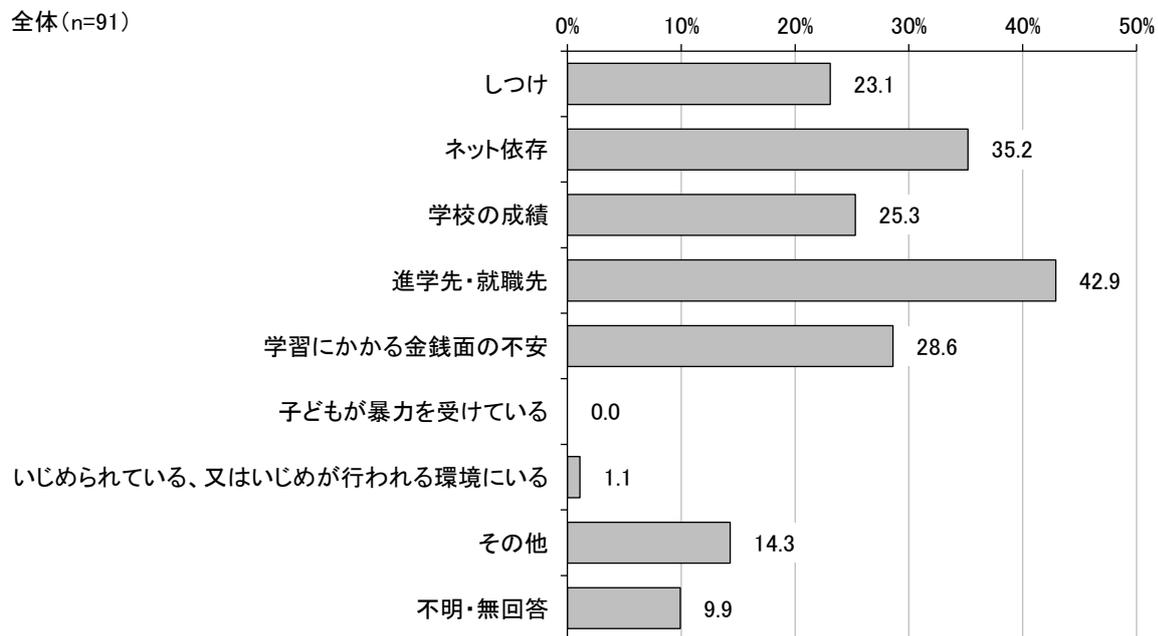
⑧子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先【小学生】

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先としては、「親」が 77.6%と最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」が 70.6%、「その他の親族（親戚、きょうだいなど）」が 50.6%となっています。



⑨保護者が子どもについて悩んでいること【小学生】

保護者が子どもについて悩んでいることについては、「進学先・就職先」が42.9%と最も高く、次いで「ネット依存」が35.2%、「学習にかかる金銭面の不安」が28.6%となっています。

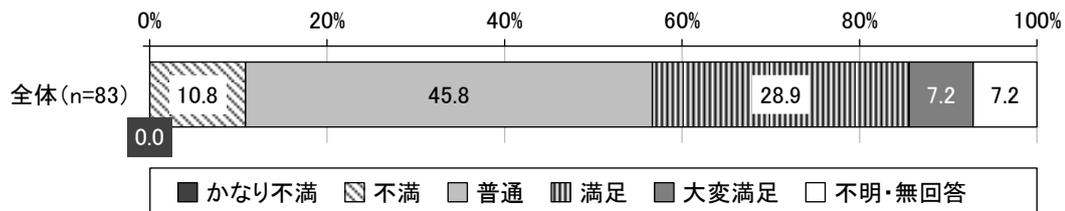


⑩古殿町の子育て支援への満足度【就学前・小学生】

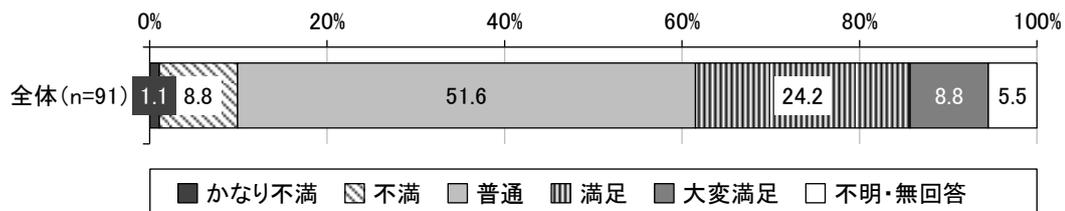
古殿町の子育て支援への満足度については、就学前の調査では「普通」が45.8%で最も高く、次いで「満足」が28.9%、「不満」が10.8%となっています。

小学生の調査では、「普通」が51.6%で最も高く、次いで「満足」が24.2%、「不満」と「大変満足」が8.8%となっています。

■子育て支援への満足度（就学前）



■子育て支援への満足度（小学生）



4 子ども・子育ての課題

◆幼児教育・保育サービスの充実

本町では、人口が減少し、少子高齢化が進む一方で、共働き家庭の増加や働き方の多様化により、延長保育や放課後児童クラブ等のニーズが高まっていくと考えられます。

保育ニーズの高まりとその多様化に対応していくためには、幼児教育・保育サービスの計画的な整備を進めるとともに、多様な保育サービス等の充実を図る必要があります。また、幼児教育・保育従事者の人材の確保とその育成、研修の充実を図るなど、幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進し、教育・保育の質と量の確保を図ることが必要です。

◆働きながら安心して子育てができる社会の実現

ニーズ調査によると、土曜日、日曜日・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1~2回は利用したい」を合わせた利用希望をみると、土曜日では36.1%、日曜・祝日では14.4%となっており、一定のニーズがあることが伺えます。

働きながらも、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指して、事業所等における仕事と子育ての両立を支援する取組を促すとともに、男女がともに家事や育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりを進める必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、一時預かり事業等の充実と周知を図るとともに、家族や親族、周囲の人たちの理解と協力を得られる環境づくりを支援することが重要です。

◆地域全体で子育てを支える環境の充実

子どもと子育て家庭が、身近な場所で多様なサービスを利用し、必要とする支援が受けられるように、地域の子育て支援施設等での交流機能や相談機能を充実させるとともに、さまざまな社会資源や人的資源を活用した支援機能の充実などが必要となっています。

さらに、地域全体で子育てを支えることが重要となってきたことから、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実や民生委員児童委員等と連携した見守り等の強化が求められます。

◆母子の健康づくりに向けた体制の充実

母子保健は、すべての子どもが健やかに成長するにあたっての健康づくりの出発点であり、次世代を担っていく子どもたちを健やかに育てるための土台となります。

近年の母子保健や育児を取り巻く状況は、高齢での妊娠と出産の増加、子育て世代の家族形態の多様化に伴い、身体的・精神的な子育ての負担の増大、育児での孤立といった問題を抱えています。安心して子どもを産み、健やかに育てられるように、医療や福祉、教育等の関連分野と連携し、長期的な視点からの母子保健事業の充実が必要です。

◆支援を必要とする子どもや家庭を支える体制の強化

核家族の増加などによる家族形態の多様化や地域社会のつながりの希薄化等で、経済的な課題を抱えた家庭は増加傾向にあります。支援を必要とする子どもや保護者が増加していくなかで、ニーズをどう捉え、支援体制を整えていくのかが課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の方向性

人口減少社会を迎えた我が国では、少子化と高齢化は大きな問題です。また、地域社会のつながりが薄れてきたこと、核家族や共働き家庭が増えたこと、遊び場や遊びの時間が減ったことなど、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

妊娠期から出産期、乳幼児期の母子保健、幼児に対する教育・保育、さまざまな分野における多くの子ども・子育て支援策においては、十分な質と量の確保が不可欠であり、そのうえで「子どもの最善の利益」の実現を目指していく必要があります。

さらに、障がいや発達障がい、疾病、児童虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めた、すべての子どもや子育て家庭において、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく、かつ社会的に保障するしくみづくりが重要なテーマとなっています。

以上から、本計画では、下記の基本理念と3つの基本目標に沿った施策を着実にを行い、子育てにおけるさまざまな課題の解決に向けて、町を挙げて取り組みます。

2 計画の基本理念

本町では、一人ひとりの子どもの健やかな成長と、地域社会が子育てを支えるまちづくりをより一層進めるため、第2期計画と同じく「みんながいつも元気でいられる活気あふれる町」を本計画の基本理念として掲げ、さまざまな子育て支援の施策を推進します。

《基本理念》

～みんながいつも元気でいられる活気あふれる町～



3 計画の基本目標

基本目標 1 子どもが健やかに育つまちづくり

安心して子どもを産み、健やかに育てられるように、母子の心身の健康づくりや疾病などの早期発見、基本的な生活習慣の定着といった母子保健の充実を図ります。また、産後うつや妊産婦のこころのケア、子どもの発達についての相談の充実などを推進するとともに、食育を推進します。

基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

保護者の多様なニーズに対応した、きめ細かな幼児教育・保育サービスを提供します。また、アウトリーチ型の相談体制の整備を図るとともに、地域における保護者同士の交流の場を設けるなど、子育てに対する不安や負担、孤立感の軽減を図ります。さらに、仕事と子育ての両立に向けた取組や父母がともに担う子育てを推進します。

基本目標 3 子育てを地域全体で支えるまちづくり

子どもや子育て支援に対する地域社会での理解を高めていくとともに、子どもや子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるように、生活上の安全が保たれるまちづくりを進めます。また、障がいや発達障がい、児童虐待、貧困、療育が困難な家庭などといった、特に支援を必要とする子どもや子育て家庭については、行政や関係機関、地域住民との連携を深め、地域全体で支援する体制づくりに取組みます。

4 施策の体系

基本理念	目標	基本施策
<p>～みんながいつも元気でいられる活気あふれる町～</p>	<p>子どもが健やかに育つ まちづくり</p>	<p>(1) 妊娠前からの切れ目のない支援</p> <p>(2) 子どもの健やかな成長・発達への支援</p>
	<p>子育てと仕事の両立を 支援するまちづくり</p>	<p>(1) 教育・保育の充実</p> <p>(2) 学校教育の充実</p> <p>(3) 放課後児童対策の充実</p> <p>(4) 地域で子育てしやすい環境づくり</p>
	<p>子育てを地域全体で支えるまちづくり</p>	<p>(1) 児童虐待の防止</p> <p>(2) ひとり親家庭支援の充実</p> <p>(3) 子育て世帯への支援の充実</p> <p>(4) 子どもの安全確保</p>

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり

(1) 妊娠前からの切れ目のない支援

■思春期を対象とする事業

《現状と課題》

○思春期の子どもたちが健康への意識を高めるとともに、男女の性や妊娠・出産に関する正しい知識を得る機会として、小学校及び中学校において講座を開催しています。しかし、インターネットの普及により多種多様な情報が容易に入手できる現状では、子どもたちに正しい知識をどのように効果的に伝えるかが課題となっています。

《施策の方向》

○各種の講座は、小学校と中学校の教育カリキュラムの一環として実施しています。そのため、子どもたちの実態に即した内容の検討と実施を進めます。

《主な取組》

1	思春期の子どもに対する講座の継続的な実施 事業名：食育講話、思春期講座、子育て講座	担当課	健康管理センター
	インターネットの普及により、正しい情報だけではなく誤った情報も容易に入手できる現状を踏まえ、小学校と中学校と連携して、正確な知識を伝える講座の継続的な実施に努めます。		

■妊娠を支援する事業

《現状と課題》

- 子どもを持ちたいと望む夫婦のなかには、その実現が困難なケースが少なくありません。本町では「古殿町不妊治療支援事業」を実施し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減する取組を行っています。しかし、本町の広報紙などを通じて情報発信はしているものの、本当に必要な人たちに確実に情報が届いているのか、また、事業内容が利用しやすいかについて再検証が必要です。
- 妊娠はするものの、流産や死産をくりかえす「不育症」に苦しむ人は、全国で推定 30～50 万人いるとされています。しかし、本町における不育症の実態は十分に把握されておらず、現状では具体的な対応策は講じられていません。治療費が高額であることから、経済的負担の軽減を含む対策の検討が必要です。

《施策の方向》

- 不妊症の夫婦に対する支援体制の充実を図るとともに、不育症に悩む夫婦については、他市町村の事例や動向を踏まえて、相談・支援体制の構築に努めます。

《主な取組》

1	不妊に悩む夫婦に対する支援 事業：不妊治療支援事業	担当課	健康管理センター
	「古殿町不妊治療支援事業」を今後も継続します。また、保健師等の専門職による健康相談を通じて、不妊症や不育症の方に寄り添った対応を行います。		

■妊産婦を支援する事業

《現状と課題》

- 本町では、妊娠の届出や母子健康手帳の交付時に保健師が妊婦と面談し、健康状態や生活状況などを把握することで、その後の適切な支援へとつなげています。さらに、妊娠9ヵ月頃には、すべての妊婦の家庭を保健師が訪問し、健康状態や妊娠経過の確認を行うとともに、出産に関する助言や相談対応を実施しています。
- 妊産婦健康診査への助成を通じて、妊婦が適切な時期に医療機関を受診できるように努めています。加えて、産婦健康診査においてはエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を活用し、産婦の精神的なケアに関して医療機関との連携のもと、支援体制の充実を図っています。

《施策の方向》

- 従来を取組を継続するとともに、より妊産婦に寄り添った支援ができるように体制の充実を図ります。

《主な取組》

1	妊産婦に対する相談対応 事業：妊娠届出時相談、妊婦訪問、産婦訪問	担当課	健康管理センター
	妊産婦への相談対応を引き続き実施します。さらに、訪問時には子育て支援サービスの提供とあわせて、出産や育児に関する不安の解消を目指した相談対応を行います。		
2	妊産婦健康診査の受診率の向上 事業：妊産婦健康診査公費負担	担当課	健康管理センター
	妊産婦健康診査の受診率向上を図り、妊産婦の健康増進に取組むとともに、健康診査費用に対する助成を行い、経済的負担の軽減に努めます。		
3	産後ケア事業の継続 事業：産後ケア事業	担当課	健康管理センター
	出産後間もない産婦に対しては、心身のケア及び育児支援を実施し、安心して子育てができる支援体制の確立を図るために、産後ケア事業を継続して行います。		

(2) 子どもの健やかな成長・発達への支援

■乳幼児に対する事業

《現状と課題》

○近年、出生数が減少傾向にある一方で、子どもの発育や発達を正確に把握し、その成長段階に応じた適切な育児を行うことに困難を感じる保護者が増加しています。こうした背景を踏まえ、子どもの発育・発達の状態を定期的に確認するとともに、保護者が各成長段階に応じた育児を行うことができるように、きめ細かな支援に努めています。

《施策の方向》

○子どもの発育・発達に即した支援と、保護者に対する育児への支援体制のさらなる充実を図ります。

《主な取組》

1	新生児・乳児訪問の継続 事業：新生児・乳児訪問	担当課	健康管理センター
	新生児や乳児の発育状況を慎重に確認しながら、各種の健康診査の受診と予防接種の実施を勧めます。また、訪問時には産婦の状況を丁寧に把握し、保護者が抱える不安や疑問に速やかに対応することで、母子ともに健康な生活を送るための環境づくりに取組みます。		
2	乳幼児健康診査の受診率の向上 事業：1ヵ月児健診、3ヵ月児健診・股関節脱臼検診、 1歳6ヵ月児健診、3歳児健診	担当課	健康管理センター
	乳幼児の健康づくりを推進するために、各種健康診査の充実と受診率の向上に取組みます。さらに、健診時には保護者の育児に関する不安や悩みに寄り添った対応を行い、育児不安の解消に努めます。		
3	乳児の発育・発達についての相談対応 事業：5ヵ月児、10ヵ月児相談	担当課	健康管理センター
	乳児の発育状況を細かく観察し、育児に関する不安や悩みに対して的確な助言を行います。さらに、親子が安心して健康な日常生活を送ることができるように、切れ目のない支援体制の強化に取組みます。		
4	離乳食教室の開催 事業：離乳食教室	担当課	健康管理センター
	健康を意識した食生活への意識の向上を目的に、離乳食開始の適齢期の子どもの保護者を対象に、離乳食の調理実習や試食を行う離乳食教室を継続して開催します。		

■障がい児等への支援体制の充実

《現状と課題》

- 乳幼児健康診査等において、子どもの発育・発達の状況を詳細に確認し、その結果に基づいて健康診査後のフォローアップの必要性を判断しています。フォローアップが必要な場合、切れ目のない支援を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら適切な対応に努めています。
- 近年、落ち着きがなく、感情のコントロールが十分にできない子どもが増加しており、発達障がいと思われるケースが多く見受けられます。こうした子どもたちへの支援は、関係機関と連携し継続的に行われていますが、町内に専門の医療機関がないため、保護者が抱える不安などに応じた適切な受診が困難な状況にあります。
- 発達障がいの早期支援及び適切な就学指導を目的とし、「きりん組発達相談」（5歳児発達相談）を実施しています。保護者、こども園教諭、保健師等が子どもの発達に関する情報を共有し、育児支援を進めています。早期受診や早期療養が必要な子どもの保護者に対しては、子どもに関する理解を深めるための支援も行われていますが、さらに質の高い支援を実現するためには、体制の充実が望まれます。
- 専門医療機関や放課後等デイサービス等の通所サービスが整っていないため、必要な支援を受ける際には町外への通院・通所が必要となります。これにより、保護者の負担が増大し、十分な支援が提供されにくい現状となっています。

《施策の方向》

- 今後も、フォローアップが必要な子どもに対して適切な支援を行うことができるように、支援体制の充実を図ります。特に、各関係機関との連携を一層強化し、保護者が安心して相談できる環境整備に努めます。
- 国の方針では、5歳児健康診査において発達障がいと思われる子どもの早期対応が求められているため、「きりん組発達相談」（5歳児発達相談）についても、専門職の確保や内容の充実などの改善策を検討します。また、こども園との連携を強化し、より充実した実施体制の構築に努めます。

《主な取組》

1	聴覚障がいの早期発見 事業：新生児聴覚検査費用助成	担当課	健康管理センター
	聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするために検査費用の助成を継続します。		
2	発達障がいの早期発見と対応 事業：きりん組（5歳児）発達相談	担当課	健康管理センター
	発達障がいと思われる子どもへの早期対応を図り、子どもの発達に関する保護者の不安の解消を図ります。また、関係機関と連携し、必要な支援が受けられるような環境づくりに努めます。		

■歯科保健事業

《現状と課題》

- 子どもの成長に応じ、保護者がむし歯予防のための口腔ケアを実施できるように、定期的な歯科健康診査及び歯科指導を行っています。
- 1歳児以上の子どもについては、希望する家庭を対象に年齢に応じたフッ化物応用も行っています。
- 歯の健康に対する保護者の意識の差がみられ、仕上げ磨きを十分に行っていない家庭や、むし歯治療のための歯科受診を勧めても、それが十分に伝わらないケースも存在します。

《施策の方向》

- 今後も歯科健康診査や歯科指導を継続して実施し、口腔ケアの必要性や具体的な実施方法について、分かりやすく情報提供をすることで、歯の健康への意識の向上に努めます。
- むし歯の治療を行わないことの悪影響についても適切に伝えるようにし、早期治療のための歯科受診を促します。

《主な取組》

1	子どもの歯の健康づくり 事業：こども歯科クリニック	担当課	健康管理センター
	1歳児、2歳児、2歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児に対する歯科健診や歯科保健指導、また希望者へのフッ化物塗布を行い、子どもの歯の健康を守るための取組を今後も継続します。		
2	むし歯予防のための取組 事業：フッ化物洗口事業	担当課	健康管理センター
	むし歯予防に効果的なフッ化物洗口の定期的な実施に加え、正しい歯みがき習慣の定着や望ましい食生活に関する情報提供を通じて、むし歯予防への意識向上に努めます。		

■予防接種事業

《現状と課題》

- 予防接種法に基づく定期予防接種に加え、感染症予防の観点から必要性が認められる法定外予防接種についても、費用の助成を実施しています。
- 予防接種にあたっては、対象となる家庭へ乳幼児全戸訪問、乳幼児健康診査ときの保健指導、個別通知などの方法で予防接種を勧めています。
- 必要とされる予防接種の種類が多いため、保護者が安心かつ安全に予防接種を受けられるように、不安や心配、疑問への対応を随時行っています。

《施策の方向》

- 今後も感染症の発生及び流行を未然に防止するために、予防接種の接種率向上に努めます。

《主な取組》

	各種予防接種の接種率向上	担当課	健康管理センター
1	乳幼児期から学童期にかけて予防接種を勧めるとともに、その必要性の説明を適時に行い、保護者や対象児が不安なく予防接種を受けられる環境整備に努め、感染症予防の取組を強化します。		

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

■教育・保育の充実

《現状と課題》

- こども園に在籍する児童の保護者のなかには、就労等の理由により、通常の預かり時間内に子どもを迎えに行くことが困難なケースが見受けられます。
- 本町へ一時帰省中の乳幼児がいる家庭では、出産や介護といった事情により、乳幼児の養育が一時的に困難となる場合があり、こうした家庭への支援が求められています。

《施策の方向》

- 今後も既存の事業を継続しながら、保護者が安心して子どもの養育に取り組めるように、支援体制の充実を行います。

《主な取組》

1	1号認定の子どもの預かり時間の充実 事業：一時預かり事業（幼稚園型）	担当課	健康福祉課 ふるどのこども園
	保護者の勤務等の事情により、通常の預かり時間内に子どもを迎えに行くことが困難な場合に備え、一時預かり事業（幼稚園型）を継続して実施します。		
2	帰省中の保護者の養育環境の支援 事業：一時預かり事業（一般型）	担当課	健康福祉課 ふるどのこども園
	本町へ一時帰省中の乳幼児がいる家庭において、出産や介護などの理由で乳幼児の養育が一時的に困難となった場合、支援策として一時預かり事業（一般型）を実施し、保護者の一時的な養育上の困難を解消する取組を推進します。		

(2) 学校教育の充実

■ 小・中学生の学習機会の充実

《現状と課題》

○学校教育のあり方が、従来のように単なる知識の伝達だけにとどまらず、主体的かつ対話的な学びを重視するようになってきました。また、地域の社会資源や人材を活用した校外学習や体験学習など、実践的な学びの機会が求められるようになりました。そのため、保護者や地域住民などとの協働による学びの場の拡充が課題となっています。

《施策の方向》

○子どもが、将来、社会で生きていくうえで必要となる力を身につけることができるように、確かな学力を育む教育の実践に取り組むとともに、さまざまな体験・活動の機会の充実を図ります。

《主な取組》

1	各種検定の受験料補助	担当課	教育委員会
	小・中学校において、英検、漢検、数検など各種検定試験の受験料を補助することで、受験機会の拡大を図るとともに、検定試験受験に対する意識の向上と検定合格を目指す児童・生徒の支援に努めます。		
2	放課後学習機会の確保 事業：放課後学習会	担当課	教育委員会
	中学3年生を対象に放課後学習会を開催し、高校進学を希望する生徒の学習を支援します。		
3	異文化体験機会の充実 事業：古殿中学生国際理解研修事業	担当課	教育委員会
	中学1年生を対象に異文化体験の機会を提供することで、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。		
4	読書活動の充実への取組	担当課	公民館
	図書館の日曜日開館を継続し、子どもたちや地域住民の読書活動の充実と読書習慣の定着を図ります。		

(3) 放課後児童対策の充実

■放課後児童対策の充実

《現状と課題》

○近年、就労等のために、昼間に保護者が不在となる家庭が多くなりました。そのため、放課後における適切で安全な遊びや生活の場を小学生に提供することが必要となっています。特に、放課後児童クラブの充実は、子どもたちが自己の成長や社会性を育むうえで不可欠となっています。

《施策の方向》

○放課後児童クラブの体制の充実を図るとともに、小学生が心身ともに健やかに成長できる、安心・安全な環境づくりを推進します。

《主な取組》

	小学生の健全な育成支援 事業：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当課	健康福祉課
1	保護者が就労等により昼間不在となる小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する必要があるため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を継続して実施します。また、十分な数の指導員を確保し、研修の充実を図ることで、小学生が安心して安全に過ごせる環境づくりに努めます。		

(4) 地域で子育てしやすい環境づくり

■地域で子育てしやすい環境づくり

《現状と課題》

- 親子が安心して暮らせる地域社会を築くために、町民同士が連携し合える交流の場や相互支援のしくみが求められています。
- 保護者が仕事と家事・子育てを両立できるように、働く環境の改善や柔軟な働き方が可能な制度の充実が必要です。
- 遊び場の存在を知らず、家庭内でしか遊ばせられない状況を改善するために、安心して遊べる場所の整備とその周知が求められています。

《施策の方向》

- 現行の事業を継続しながら、町民が主体となる子育て支援活動や関連する取組の充実を図ります。

《主な取組》

1	町民主体の子育て援助活動の支援 事業：ファミリー・サポート・センター事業	担当課	健康福祉課
	乳幼児や小学生の保護者が、就労などで保育が難しい場合に、短時間保育や学校・認定こども園等への送迎など、地域住民による支援を受けられる体制を整備します。また、古殿町社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、利用会員の増加を目指して周知活動に努めます。		
2	町民のワーク・ライフ・バランス確立への取組	担当課	健康福祉課
	子どもを持つ家庭が抱える仕事と子育ての両立の課題を解消するために、女性活躍推進法に基づき、一定以上の事業所に対してワーク・ライフ・バランスの必要性について周知を図ります。		
3	子どもの遊び場の周知 事業：キッズ広場	担当課	健康福祉課
	子どもの遊び場があることを地域住民に広く知ってもらい、安心して子どもを遊ばせる環境を整えるため、遊び場についての情報発信及び周知活動を行います。		
4	親子で参加できるイベントの開催 事業：星空観察、馬とふれあい教室、親子料理教室	担当課	公民館
	親子がともに参加できる各種イベントを充実させ、親子間のコミュニケーションの促進や子どもの自立心の育成を支援します。また、これらの活動を通して、子どもの社会性を高めることを目指します。		

基本目標3 子育てを地域全体で支えるまちづくり

(1) 児童虐待の防止

■児童虐待の防止への取組

《現状と課題》

○経済的困窮や子育てに困難を抱える家庭では、適切な養育が行われず、結果として痛ましい児童虐待が発生する恐れがあります。本町では、支援対象児童等に関し、関係者間で情報を共有し、支援を協議する要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を実施しています。これらの会議を行うことで、関係機関が連携し、支援対象児童に対する支援方法の見直し、取組の進捗状況の確認を行い、支援対象児童等が抱える家庭の問題に対応しています。

《施策の方向》

○要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、支援対象児童等に対して、より円滑な支援、情報の共有、関係機関の連携が行うことができる体制を構築します。

《主な取組》

	要保護児童対策地域協議会の機能の充実	担当課	健康福祉課
1	支援対象児童等の早期発見と適切な保護又は支援を目的に、関係機関が支援対象児童等に関する情報を共有できる体制を整えます。具体的には、会議の運営、支援状況の確認、関係機関の連絡調整などを行う機能強化に取組みます。		

(2) ひとり親家庭支援の充実

■ひとり親家庭に対する支援

《現状と課題》

○子どもが生まれ育つ家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めることが重要です。そのため、経済的負担の軽減を目指す各種制度の周知を徹底し、必要な支援が確実に行き渡るしくみづくりを進めるとともに、医療費の助成などの具体的な経済的支援策を充実し、家庭の負担軽減を図る必要があります。

《施策の方向》

○各種制度の周知活動を行うことで、支援が必要とされる家庭に対して情報が行き渡るように努め、実際の支援から抜け落ちない体制づくりを推進します。

《主な取組》

1	ひとり親家庭に対する経済的支援制度の周知	担当課	健康福祉課
	ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどの各種支援制度の周知に取り組めます。また、相談体制及び情報提供体制の充実に努めます。		
2	ひとり親家庭に対する医療費の助成 事業：ひとり親医療費助成事業	担当課	健康福祉課
	ひとり親家庭について、経済的負担の軽減を目的とした医療費助成を継続し、必要な支援が速やかに届くように体制を整備します。		

(3) 子育て世帯への支援の充実

■子育て世帯への経済的な支援

《現状と課題》

○現在、多くの子育て家庭が、増大する生活費や教育費などの経済的負担に直面しており、将来への不安を抱えています。特に、共働き家庭や所得の低い家庭においては、生活を圧迫する要因となっており、家庭の経済的安定の確保が重要となっています。こうした現状は、出生率の低下を招く恐れがあり、地域社会の持続可能性にも影響を及ぼすため、広範かつ多角的な支援が必要です。

《施策の方向》

○医療、保育、給食費の無償化といった各分野での経済的な支援を継続し、安心して子育てができる環境を整備します。

《主な取組》

1	新たに出生した子どもの父母へ祝金の支給 事業：赤ちゃん誕生祝金給付事業	担当課	健康福祉課
	本町に住所を有する出生児の父母に対し、祝金を支給し、出産後の家計の安定化と将来的な定住促進を図ります。		
2	18歳までの子どもの医療費の助成 事業：子ども医療費助成	担当課	健康福祉課
	本町に住所を有する18歳以下の子どもを養育する保護者に対して、医療費負担を軽減するための助成策を継続して実施し、子どもたちが必要な医療を受けやすい環境を提供することで、健康面での安心の確保を図ります。		
3	こども園の保育料・給食費の無償化	担当課	健康福祉課
	ふるどのこども園の保育料及び給食費の無償化を継続し、特に共働き家庭や所得の低い家庭の経済的負担を軽減します。		
4	小・中学校の給食費の無償化	担当課	教育委員会
	小・中学校の給食費の無償化を継続し、すべての児童・生徒が栄養バランスの取れた給食を無償で提供されるようにします。		

(4) 子どもの安全確保

■子どもの安全確保

《現状と課題》

- 子どもが日常的に集団で移動する際、その経路に危険要素がないか、交通安全の視点から継続的に確認する必要があります。例えば、道路を横断する場所、交差点、路側帯など、子どもたちが通るルート¹の安全点検が求められます。
- 子どもの日常生活において、遊び場や通学路、地域の公共施設などにおける潜在的な危険箇所や、不適切な遊び方による事故のリスクをあらかじめ正確に把握しておくことは重要です。また、子ども自身が安全な生活習慣や態度を身につけるとともに、状況判断力を養い、積極的に安全な行動を選択するための指導が必要です。

《施策の方向》

- 子ども及び保護者が安心して生活できる環境整備を目的として、安全面に配慮したまちづくりを推進します。

《主な取組》

1	危険箇所・交通安全の確認	担当課	教育委員会 ふるどのこども園 古殿小学校
	子どもが集団で日常的に移動する経路について、道路管理者や石川警察署などの関係機関と緊密に連携し、交通安全の観点から危険箇所がないかを継続的に点検します。		
2	交通安全指導の実施	担当課	総務課
	子どもの安全な生活環境の維持を目的に、交通安全運動期間中に交通安全協会や交通安全母の会と連携し、交通安全に関する啓発活動や街頭指導を継続的に行います。また、これにより、地域全体の交通安全意識の向上を図ります。		

第5章 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域と教育・保育認定

(1) 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、各市町村が地理的な条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育事業の利用状況、そのための施設の整備状況などの諸条件を総合的に判断して設定します。本町では、第2期計画と同様に、町全体を1区域として設定し、各種の事業を推進します。

(2) 教育・保育給付認定

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じた3つの区分（1号認定、2号認定、3号認定）があり、認定区分によって利用可能な施設や時間が変わります。

■教育保育給付認定の区分

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	保育の必要性なし(幼児教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり(保育認定)	保育所(園)、認定こども園
3号認定	0歳、1歳、2歳	保育の必要性あり(保育認定)	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

(3) 就学前児童と小学生の人口推計

人口推計については、今後、人口がこれまでと同様に推移すると仮定し、住民基本台帳の令和2年から令和6年までの各年4月1日時点の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、基準年の性別・年齢別人口をもとにして、次の年の性別・年齢別人口を推計し、それを繰り返すことで将来人口を推計していく方法です。本町において、近いうちに特殊な人口変動が見込まれないものとして算出しました。

■就学前児童と小学生の人口推計

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	19人	16人	18人	12人	9人	11人	9人	9人	8人	7人
1歳	21人	18人	18人	18人	11人	9人	10人	9人	9人	8人
2歳	23人	22人	18人	18人	18人	11人	9人	11人	9人	9人
3歳	16人	22人	22人	19人	20人	20人	13人	10人	12人	10人
4歳	22人	16人	21人	22人	19人	20人	19人	13人	9人	11人
5歳	27人	22人	16人	21人	22人	20人	20人	20人	12人	10人
6歳	39人	27人	22人	14人	21人	21人	19人	19人	19人	11人
7歳	29人	39人	27人	22人	14人	21人	21人	19人	19人	19人
8歳	42人	29人	39人	25人	22人	14人	22人	21人	19人	19人
9歳	51人	41人	29人	38人	25人	22人	14人	21人	21人	19人
10歳	43人	48人	41人	27人	38人	25人	22人	14人	21人	22人
11歳	49人	44人	48人	39人	28人	39人	26人	23人	15人	22人

※平成6年度までは住民基本台帳（各年4月1日現在）の人口、平成7年度以降はそれをもとに独自に推計した。

2 幼児期の教育・保育事業

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

1号認定	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	4人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
確保量(B:実人数/年)	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
差(B-A)	6人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
【確保の方策】 ○幼保連携型認定こども園ふるどのこども園で、必要量を確保します。							

※利用実績・量の見込みは各年度4月1日時点での値です。

2号認定	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	57人	54人	55人	48人	40人	30人	29人
確保量(B:実人数/年)	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
差(B-A)	43人	46人	45人	52人	60人	70人	71人
【確保の方策】 ○幼保連携型認定こども園ふるどのこども園で、必要量を確保します。							

※利用実績・量の見込みは各年度4月1日時点での値です。

3号認定(0歳児)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	4人	2人	4人	3人	3人	3人	3人
確保量(B:実人数/年)	8人	8人	8人	8人	8人	8人	8人
差(B-A)	4人	6人	4人	5人	5人	5人	5人
【確保の方策】 ○幼保連携型認定こども園ふるどのこども園で、必要量を確保します。							

※利用実績・量の見込みは各年度4月1日時点での値です。

3号認定（1歳児）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み （A：実人数／年）	14人	8人	8人	8人	8人	8人	8人
確保量（B：実人数／年）	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人
差（B-A）	8人	14人	14人	14人	14人	14人	14人
【確保の方策】 ○幼保連携型認定こども園ふるどのこども園で、必要量を確保します。							

※利用実績・量の見込みは各年度4月1日時点での値です。

3号認定（2歳児）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み （A：実人数／年）	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
確保量（B：実人数／年）	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
差（B-A）	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
【確保の方策】 ○幼保連携型認定こども園ふるどのこども園で、必要量を確保します。							

※利用実績・量の見込みは各年度4月1日時点での値です。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

こども家庭センター型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み(カ所/年)	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
【確保の方策】 ○こども家庭センターで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を一元的に切れ目なく提供します。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、保護者の孤立感・負担感を解消し、多様な主体の参画による地域での支え合い、子育て中の当事者同士の支え合いを促し、地域の子育て力を向上させ、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用実績・量の見込み(カ所/年)	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
確保量(B:延べ人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、今後、子育て中の親子を地域で支えていく体制づくりを検討していきます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:人)	12人	9人	15人	15人	15人	15人	15人
確保量(B:人)	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
差(B-A)	3人	6人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○母子ともに健全な状態で妊娠・出産が行えるよう見込み量に応じた提供体制を確保し、すべての対象者に事業を実施します。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

概ね生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握をし、育児支援を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	12人	9人	15人	15人	15人	15人	15人
確保量(B:延べ人数/年)	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
差(B-A)	3人	6人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○見込み量に応じた提供体制を確保し、引き続きすべての対象者に事業を実施します。また出産後、保護者と乳児に直接面談できる機会なので、児童虐待の早期発見に努めるほか、家族以外に相談できる体制を整えることで、育児への不安を抱える家庭への支援の充実を図ります。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(5) 養育支援訪問事業

さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保量 (B:延べ人数/年)	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○これまで本事業の対象となる家庭がなく利用実績はありませんでした。対象となる家庭に対応できる体制は確保できており、必要な家庭を把握したときには、適切に支援を行います。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保量 (B:延べ人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、資源の開拓を行い、必要に応じて適切な対応ができる体制づくりに努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	71人	100人	90人	90人	90人	90人	90人
確保量 (B:延べ人数/年)	90人	90人	90人	90人	90人	90人	90人
差 (B-A)	19人	▲10人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○現在の主な活動は、送迎の利用となっており、児童クラブから塾やプールに行くなどでの連絡調整が多くなっています。現状の提供体制は、こうした利用者の要望を充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(8) 一時預かり事業

<幼稚園型>

幼稚園や認定こども園を利用している幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	94人	174人	50人	50人	50人	50人	50人
確保量 (B:延べ人数/年)	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人
差 (B-A)	▲44人	▲124人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

<一般型>

保護者の出産や介護により、里帰りしているときに、子どもを一時的に保育所へ預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない乳幼児が利用することができます。

一般型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)		0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保量 (B:実人数/年)		1人	1人	1人	1人	1人	1人
差 (B-A)		1人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○ふるどのこども園の受け入れ体制を整備し、必要量の確保を図ります。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(9) 延長保育事業

認定こども園に通っている子どもを通常の開園時間以外の時間帯に保育を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では現在実施しておりませんが、支援が必要な人に対応できるような体制づくりに努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(10) 病児保育事業

<病児病後児対応型>

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病児病後児対応型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○本町では現在実施していませんが、事業を実施するための人材の確保を検討し、近隣市町村や病院と連携を図り、支援を必要とする人に適切な対応を行えるような体制づくりに努めます。

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

<体調不良児対応型>

保育中の体調不良時について、一時的に預かるほか、こども園入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業です。

体調不良児対応型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○本町では現在実施していませんが、事業を実施するための人材の確保を検討し、支援を必要とする人に適切な対応を行えるような体制づくりに努めます。

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

<非施設型>

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業です。

非施設型	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、事業を実施するための人材の確保を検討し、支援を必要とする人に適切な対応を行えるような体制づくりに努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	68人	75人	80人	80人	48人	47人	47人
1年生	12人	16人	15人	15人	8人	8人	8人
2年生	11人	12人	16人	16人	9人	9人	9人
3年生	12人	12人	11人	11人	8人	8人	8人
4年生	18人	14人	11人	11人	10人	9人	9人
5年生	6人	16人	12人	12人	6人	6人	6人
6年生	9人	5人	15人	15人	7人	7人	7人
確保量 (B:実人数/年)	81人	78人	80人	80人	80人	80人	80人
差 (B-A)	13人	3人	0人	0人	32人	33人	33人
【確保の方策】 ○今後も取組を継続するとともに、児童の受け入れ環境の整備を図ります。							

(12) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスクなどの高まりの未然防止を目的に、訪問支援員が家庭を訪問して、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事や育児などの支援を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
事業対象想定世帯			0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
平均利用想定日数			0日	0日	0日	0日	0日
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)			0人	0人	0人	0人	0人
確保量 (B:延べ人数/年)			0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)			0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、資源の開拓を行い、必要に応じて適切な対応ができる体制づくりに努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる場を設け、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント(評価)し、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、資源の開拓を行い、必要に応じて適切な対応ができる体制づくりに努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換の場を設けるなどの支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実世帯/年)	0世帯	0世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯
確保量 (B:実世帯/年)	0世帯	0世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯
差 (B-A)	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
【確保の方策】 ○本町では実施しておりませんが、本町の実情に沿った実施方法を検討していきます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(15) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人
平均利用日数	0日	0日	1日	1日	1日	1日	1日
1人あたりの平均利用日数	0日	0日	1日	1日	1日	1日	1日
確保量 (B:実人数/年)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
差 (B-A)	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本事業の委託先と連携し、利用が必要とされる方への支援を行います。利用できる施設が限定されているため、利用のしやすさには課題が残ります。本事業の受け入れ可能施設について情報収集し、確保していく必要があります。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満で、教育・保育給付を受けていない（認定こども園、幼稚園や保育所等を利用していない）子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に教育・保育施設を利用できる事業です。令和8年度以降に実施します。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	6人	6人	6人	6人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	6人	6人	6人	6人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○令和8年度からの実施に向けて、受け入れ体制の整備に努めます。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

本町では令和4年度から出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援事業として実施していましたが、子ども・子育て支援法と児童福祉法改正に伴い、新たに設けられる事業です。

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な場所で相談に対応し、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	12人	9人	15人	15人	15人	15人	15人
確保量 (B:実人数/年)	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
差 (B-A)	3人	6人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○利用者支援事業（こども家庭センター型）において実施し、支援の提供体制の充実を図ります。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(18) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難である家庭に対し、幼稚園、保育所（園）、認定こども園に支払う実費徴収額の一部を補助する事業です。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保量 (B:実人数/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 ○本町ではこども園の保育料が無償となっているため、実施しません。							

※令和6年度の利用実績は、見込みによる値です。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育事業に沿った教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入の支援等を行う事業です。本町の教育・保育需要の実情を踏まえつつ、安定かつ継続した教育・保育の提供ができるように、必要に応じて対応を検討します。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生を予防し、早期発見と早期対応のために、要保護児童対策地域協議会の機能強化と関係機関の連携強化を図る事業です。要保護児童対策地域協議会の事務局である健康福祉課において、子どもやその家庭の情報を収集し、円滑な支援のための関係機関の役割分担や支援活動の調整等を行います。

第6章 母子保健計画における目標値

母子保健計画における目標指標

番号	項目	実績値 (R5)	目標値 (R11)	出典
1	妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率	100.0%	100.0%	妊婦等包括相談支援事業実績
2	妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供フォロー率	100.0%	100.0%	妊婦等包括相談支援事業実績
3	妊娠・出産について満足している者の割合	100.0%	100.0%	3カ月児健診時のアンケート
4	妊婦訪問実施率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
5	乳児全戸訪問実施率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
6	産婦訪問実施率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
7	EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)実施率	100.0%	100.0%	産後1カ月児健診問診
8	EPDSにて9点以上の産婦	0人	0人	産後1カ月児健診問診
9	EPDSにて9点以上の産婦へのフォロー率	該当者なし	(該当者がいれば) 100.0%	母子保健事業実績
10	3カ月健診受診率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
11	1歳6カ月児健診受診率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
12	3歳児健診受診率	100.0%	100.0%	母子保健事業実績
13	乳幼児揺さぶられ症候群について知っている割合	100.0%	100.0%	3カ月児健診時のアンケート
14	浴室のドアに、子どもが1人で開けることのできないような工夫がしてある割合	81.3%	100.0%	1歳6カ月児健診時のアンケート
15	1歳6カ月児で仕上げ磨きをする親の割合(毎日)	94.1%	100.0%	1歳6カ月児健診 歯科問診票
16	3歳児で仕上げ磨きをする親の割合(毎日)	82.4%	100.0%	3歳児健診歯科問診票
17	この地域で子育てしたいと思う親の割合	100.0%	100.0%	3カ月児健診時、1歳6 カ月児健診時、3歳児健 診時のアンケートより、 「そう思う」「どちらかとい えばそう思う」と回答 した人数
18	積極的に育児をしている父親の割合	67.0%	R5より増	3カ月児健診時のアンケ ート、1歳6カ月児、3 歳児健診問診票
19	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	75.0%	R5より増	3カ月児健診のアンケ ート、1歳6カ月児健診問 診票、3歳児健診問診票

番号	項目	実績値 (R5)	目標値 (R11)	出典
20	子どもに対して育てにくさを感じている親の割合	20.9%	R5 より減	3ヵ月児健診時、1歳6ヵ月児健診時、3歳児健診時のアンケートで「感じる」「時々感じる」と回答した人数
21	子どもに対して育てにくさを「感じる」「時々感じる」と回答した親のうち、相談先や解決する方法を知っている親の割合	44.5%	R5 より増	3ヵ月児健診時、1歳6ヵ月児健診時、3歳児健診時のアンケート
22	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	100.0%	100.0%	3ヵ月児健診のアンケート（これからのお子さんの発達について）、1歳6ヵ月児健診問診票（No16-1, 16-2）、3歳児健診問診票（No3）
23	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	◆全体 70.7%	R5 より増	3ヵ月児健診時、1歳6ヵ月児健診時、3歳児健診時のアンケートで、体罰や暴言、ネグレクト等に関する項目のいずれにも×がついた人数
		◆3ヵ月 88.9%	R5 より増	
		◆1.6歳 75.0%	R5 より増	
		◆3歳 56.3%	R5 より増	

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、計画の円滑かつ着実な実施を確実にするために、子ども・子育て会議で計画の進行管理を実施します。

また、本計画の推進状況の町民への周知と関係機関・団体との共有により、多様な意見を柔軟に取り入れたうえで、計画を推進します。

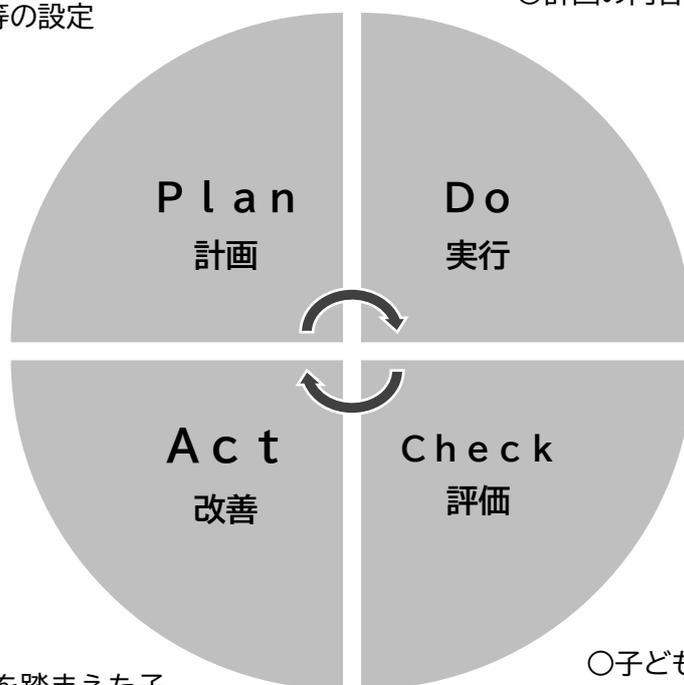
2 PDCA サイクルによる計画の点検と評価など

各年度の計画の見込量及び目標値の達成状況については、子ども・子育て会議において、PDCA サイクルを用いてその点検と評価を行います。

また、子どもの人口推移や子ども・子育て支援のニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

- 全般の基本的方向性の設定
- 成果目標の設定
- 子ども・子育て支援事業の見込量の設定
- その他の確保方策等の設定

- 計画の内容を踏まえた事業実施



- 点検と評価の結果を踏まえた子ども・子育て事業の改善

- 子ども・子育て支援施策や関連施策等の動向も踏まえた計画達成状況の点検と評価

第8章 資料編

古殿町子ども・子育て会議条例

古殿町子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、古殿町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年古殿町条例第30号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

古殿町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	区分	役職名	氏名
1	子どもの保護者	古殿小学校 PTA 会長	矢内 伸一
2	事業に従事する者	ふるどのこども園長	吉田 和夫
3		こども家庭センター 統括支援員	鈴木 水紀
4	学識経験のある者	古殿町教育委員	矢内 忠徳
5		古殿町主任児童委員	鈴木 令子
6		古殿町主任児童委員	窪木 典子
7	その他	行政区長会会長	佐川 幸平

事務局

番号	所属	氏名
8	古殿町健康福祉課	生田目 太郎
9	古殿町健康福祉課	芳賀 貴子
10	古殿町健康福祉課	森 壱成

策定経過

年月日	内容
令和6年2月20日～ 令和6年3月6日	子ども・子育てニーズ調査の実施
令和7年2月13日	令和6年度 第1回 古殿町子ども・子育て会議 【議題】 (1) アンケート調査結果報告について (2) 「古殿町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」について (3) 古殿町子ども・子育て支援事業計画に関する各事業の量の見込みについて
令和7年3月19日	令和6年度 第2回 古殿町子ども・子育て会議 【議題】 (1) 「古殿町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について

第3期古殿町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行・編集：古殿町 健康福祉課

〒963-8304

福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地

TEL：0247-53-4616

FAX：0247-53-3154
